別表第三第十五号中「四千百万枚」を「四千六百三十九万枚」に改め、同表第二十三号中「二百五十万枚」を「二百八十一万枚」に改める。

素材	金
品位	純金
量目	十五・六グラム
形式	 
直径	二十六ミリメートル

素材	金
品位	純金
量目	十五・六グラム
形式	 
直径	二十六ミリメートル

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の型式等に関する政令の一部改正）

2　皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の型式等に関する政令（平成五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三十四号」を「第三十五号」に改める。

財務大臣　安住　淳

内閣総理大臣　野田　佳彦